

原子力技術研修センター 訓練設備の定期自主検査未実施について

平成28年7月25日
北陸電力株式会社

当社は、本日（7月25日）、原子力技術研修センターに設置されている訓練設備である空気タンクの労働安全衛生法に基づく定期自主検査が未実施であったことを七尾労働基準監督署に連絡しましたので、お知らせいたします。

原子力技術研修センターには、2基の空気タンク^{※1}を設置しており、訓練に使用しています。

この度、自主的な社内調査により、当該空気タンクは、労働安全衛生法に基づく「第二種圧力容器」として、定期自主検査^{※2}を毎年実施しておらず、法令要求を満たしていないことが判明いたしました。

これらについて、本日（7月25日）、七尾労働基準監督署に連絡しました。

当社は、今回の事案を真摯に受け止め、再発防止に努めてまいります。

以上

※1 空気タンク

原子力技術研修センターの研修設備の訓練時に必要な駆動用圧縮空気を貯留・供給するタンク。

※2 定期自主検査

労働安全衛生法第45条（定期自主検査）に基づき実施すべき検査。当該空気タンクは、「第二種圧力容器」に該当し、その定期自主検査の詳細がボイラー及び圧力容器安全規則第88条（定期自主検査）に規定されている。